

役員報酬ならびに費用に関する規程

(2019年6月22日改訂)

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会（以下本協会という）の定款第32条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人および一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規程に照らし、妥当性と透明性の確保を図る。

(報酬等並びに費用支払いの対象)

第2条 常勤の役員に対しその常勤での業務執行の対価として、総会の決議に基づいて報酬を支給することができる。

- 2 非常勤の役員に対し、業務執行するための費用の支払いについて、本規程第8条および理事会の決議による「理事、監事、本部、委員会委員等の出張、出役旅費に関する規程」に基づき支払の対象とすることができる。

(定義等)

第3条 この規程において、次の各号の掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは本協会の理事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本協会の使用人としての兼務を委嘱された者も含め、本協会を主たる勤務場所として、原則として事務局職員に準じた勤務をする理事をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料、本協会の事業におけるコーチ、講師等に対する日当などの経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員報酬額は、本協会の社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表1「常勤役員報酬表」によるものとし、各々の常勤役員報酬額は、その職務、資格等を勘案して、常勤役員報酬表のうちから会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

(通勤手当)

第5条 常勤役員に通勤手当を支給する場合には、本協会の職員の賃金規程第12条に準じて当該常勤役員が公共交通機関を利用した場合の定期券購入額に相当する額を支給する。

(報酬の支給日)

第6条 報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は事務局職員と同様とする。

- 2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金・積立金を控除して支給する。

(日割計算)

第7条 新たに常勤役員となったものには、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が非常勤となり、または退任した場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 常勤役員が死亡により退任した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項または第2項の規程により報酬計算期間の初日からの就任もしくは同末日での退任等以外の場合の報酬額は、報酬の計算期間の総日数から本協会の就業規則第9条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(通訳、講師業務等に対する日当)

第8条 役員が、本協会が主催する講習会、研修、合宿等における講師、指導者、通訳の業務に従事した場合は、1日あたり源泉徴収税を含め15000円を上限として別表2の基準による謝金を支払うことができる。

(役員退職金)

第9条 常勤役員退職金については支給しない。

(規程の改廃)

第10条 この規程は社員総会の決議により改廃することができる。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(附則)

1. この規程は、平成29年7月1日から施行する。
2. この規程は、2019年6月22日に改訂し同日施行する。

別表1 常勤役員の報酬表

号	報酬月額	号	報酬月額
第1号	200,000円	第10号	650,000円
第2号	250,000円	第11号	700,000円
第3号	300,000円	第12号	750,000円
第4号	350,000円	第13号	800,000円
第5号	400,000円	第14号	850,000円
第6号	450,000円	第15号	950,000円
第7号	500,000円	第16号	1,000,000円
第8号	550,000円		
第9号	600,000円		

別表2 講師、指導者、通訳等業務に対する謝金を役員に支払う場合の基準

委託業務内容	業務時間が1日あたり	
	4h以内の場合	4hを超える場合
講師、指導者等	1日あたり5000円以下	1日あたり10000円以下
通訳	1日あたり7500円以下	1日あたり15000円以下

☆上記謝金には源泉徴収税額を含みます。